

## 平成29年9月市議会定例会提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

### 1. はじめに

去る8月3日の内閣改造において、安倍総理大臣は、アベノミクスを進めてきた4年余りを振り返り、経済効果が未だ地方に十分に行き届いていない現状を踏まえ、これまでの政策を一層強化し、すべての地域において「経済の好循環」を確立する方針を表明されました。

私は、本市が山陰東部圏域の活性化と地域経済の発展を牽引する役割を担っていくためにも、国が今一度、地方創生の取り組みを力強く進め、企業の地方拠点の強化や移転を促進し、東京一極集中を是正する抜本的な改革に取り組まれることを期待しています。

先月、市長就任当初に掲げた政策公約について、3年間の進捗状況をまとめました。私は、市長就任以来、「今こそ新しい鳥取市をつくる」という強い思いを持って、鳥取市の飛躍・発展のために誠心誠意、取り組んでまいりました。この間、議員、市民の皆様の格別なご理解とご協力を得ながら、新本庁舎整備、可燃物処理施設整備などの長年の重要課題への取り組みを大きく前進させるとともに、保育料や医療費負担の軽減などの子育て支援、三洋電機跡地や河原インター山手工業団地、布袋工業団地等への企

業誘致、高速道路ネットワークの整備、地域の実情に応じたケアシステムの構築、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりなど、様々な施策にしっかりと取り組んでまいりました。その結果、概ね順調に成果が表れているものと考えています。

引き続き、政策公約の実現に向けて、更なる強化が必要と考える市内中小企業への支援、農産物の販路開拓など地場産業の振興や、観光振興、防災・減災対策、若者定住の促進、教育の充実、福祉の推進などに全力で取り組んでまいります。

## 2. 中核市移行の推進について

本市が将来にわたって飛躍・発展し続けるためには、中核市への移行を果たし、基礎自治体としての基盤を強化し、市民の皆様に一層充実した行政サービスを提供すること、そして、全国に鳥取市の存在感を示していくことが必要と考えています。

中核市移行に向けては、7月3日、鳥取県知事から中核市指定の申出に係る同意をいただいたことを受け、同月25日に、総務大臣へ中核市指定の申出を行いました。11月頃には閣議決定を経て政令公布され、来年4月からの中核市「鳥取市」の誕生が正式に決定する見込みです。

今後も、市職員の知識の習得やスキルアップを図る研修の実施、議会、市民の皆様、関係団体への丁寧な説明や広報など、円滑な中核市への移行に向けた取り組みを進めてまいります。

中核市移行に併せ、山陰東部圏域の町と進めている連携中枢都市圏の形成については、7月18日の「麒麟のまち創生戦略会議」において、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町による1市5町で取り組むことを確認いたしました。人口減少、少子高齢化社会を乗り切るために、山陰東部圏域が一体的に発展していくことが必要であるとの認識を持ち、来年4月1日の連携協約の締結及び連携中枢都市圏ビジョンの策定を目指し、各市町職員によるプロジェクトチームで具体的な連携事業の検討を進めることとしています。来年2月から3月にかけて開催される各市町の議会において連携協約について審議していただく予定としており、より一層関係自治体との連携を深め、着実に取り組みを推進していきます。

### 3. 新本庁舎整備及び可燃物処理施設整備の推進について

防災、市民サービスの拠点であり、山陰東部圏域の一体的な発展の礎となる新本庁舎の整備については、現在、地盤改良等工事を進めていますが、引き続き、新本庁舎棟の工事に着手するため、今議会で関連工事請負契約締結の議決をお願いしています。また、今月下旬には、空調換気及び市民交流棟建築の施工業者についても募集を開始する予定としており、今後も平成31年の開庁に向けて取り組みを進めてまいります。

東部広域行政管理組合が進めている可燃物処理施設の整備については、

本年7月に、建設予定地の保安林解除の手続きが整ったことを受け、今月13日に敷地造成工事の入札を行います。

また、プラント施設の整備・運営事業については、建設工事と20年間の運営管理業務を一括かつ包括的に発注する、いわゆるDBO方式で実施することとしており、今月1日に入札公告を行いました。

施設の本稼働は、平成34年8月を目指しており、本市としましても、東部広域行政管理組合及び東部4町と一体となって全力で取り組んでまいります。

## 4. 地方創生の推進について

### (1) 交流人口の拡大

本市の交流人口の拡大につながる国際観光の推進施策が、大きな成果を挙げています。以前から取り組んできた積極的なプロモーション活動が奏功し、外国人観光客周遊タクシーの昨年度の利用者数は7,128人で、平成25年度の2,264人に比べ3倍以上に急増しています。また、本年6月から運行を開始した鳥取と大阪を結ぶ1000円高速バスも、当初見込んでいた年間利用者数をわずか2か月で超える好評をいただくなど、インバウンドの動きが活発化しています。

この好調な流れを更に加速させるとともに、国内観光客の誘客を図るため、11月3日から26日まで、鳥取駅周辺を会場に「鳥取砂のルネッサンス2017」を開催します。世界トップクラスの砂像彫刻家などが制作

する大小様々な砂像の展示や、砂像専門家によるサミットを実施し、本市の砂像文化を国内外に発信していきます。

また、来年4月から始まる砂の美術館第11期展示については、本年度にデンマーク、来年度にスウェーデンと日本との外交関係樹立150周年を迎えることから、テーマを「砂で世界旅行・北欧編」とし、子どもから大人まで親しまれているアンデルセン童話や、フィヨルドがつくった独特の自然などをモチーフとした砂像展示を考えており、更なる来館者数の増加につなげていきます。

11月24日に開催する、「第22回北前船寄港地フォーラム in 鳥取」は、「来たまえ！環日本海時代！～北前船レガシーで友情・平和・交流の海へ～」のテーマのもと、日本文学に精通したロシア人文大学の教授を講師とする基調講演や、インバウンドによる地域活性化についてのパネルディスカッションなど、北前船を通じた国際色豊かなフォーラムにしたいと考えています。鳥取大会は、開催以来初となる一般公開とし、市民の皆様とともに環日本海地域との交流や観光振興について考え、楽しんでいただくこととしています。

## **(2) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり**

次世代の鳥取市を担う若者が、夢と希望を持って暮らし続けられるまちづくりこそが、本市の地方創生を大きく前進させるカギであると考えています。また、進学等のため県外に転出せざるを得ない方々が、ふるさと鳥

取市で働きながら暮らせる環境を整備することも重要です。そのためには、雇用の創出、結婚から妊娠、出産、育児までの切れ目ない支援が必要です。

雇用の創出については、河原インター山手工業団地、布袋工業団地の整備を進め、2つの工業団地に3社の企業誘致を実現するとともに、雇用規模が大きく、大規模な投資を行う8社の誘致にも成功しています。また、「鳥取市経済再生・雇用創造戦略」に基づく様々な施策を積極的に展開した結果、平成26年度から本年度までの4年間で5千人以上の雇用創出を1年前倒して達成しています。

若者の出会いを応援するため、「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」の開設や、積極的な婚活イベントの実施などにより、平成28年度末時点で151組のカップルが成立し、8組が成婚につながっています。

妊娠から子育て期までの一貫した支援を行う「子育て世代包括支援センター」は、本年4月に開設以来、3か月で1700人を超えるお母さん、赤ちゃんなどにご利用いただいております。専任職員による育児相談や母子同士で交流・情報交換できる「産後サロン」などを実施し、育児不安の解消を図っています。

また、平成28年度より、小児特別医療費助成の対象年齢を15歳から18歳まで引き上げ、新たに約5,600人の子どもが医療を受けやすい環境を整えるとともに、保育施設の拡張や民間事業者による小規模保育事業所整備への支援などを通して、園児の受入定員数を拡大させ、育児負担

の軽減を図っています。現在も、来年4月の開園を目指して整備が進められている保育所、小規模保育事業所があり、定員が更に116人増加する見込みとなっています。

子ども達が、ふるさとへの思いや志を持ち、たくましく活躍できる人づくりを進めるため、平成28年度から「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の基本理念に沿って様々な施策に取り組んでいます。先月17日から21日までの間、次世代を担う中学生20人が英語圏であるシンガポールを訪れ、研修するなど、異文化に触れる機会を提供するとともに、国際感覚の優れた人材の育成を図っています。また、安全で安心して学べる環境づくりとして、小中学校の耐震化に重点的に取り組み、平成30年度末にはすべての学校施設の耐震化が完了する見込みです。

本市の発展を長年支えてこられた高齢者、心身に障がいのある方々が、慣れ親しんだ地域にいつまでも安心して住み続けられるためには、市民、地域、活動団体、行政が連携して支え合う仕組みが必要です。このため、地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーターを増員し、高齢者福祉全般にわたる相談支援体制を強化するとともに、認知症カフェの設置・運営に対する支援や、災害時に高齢者等の避難行動を支援する仕組みを全地区に整備するなど、地域の特性に応じたケアシステムの構築を進めています。

### (3) 農林水産業の強化と地域経済の活性化

都市部に暮らす人達の中で、田舎暮らしや農林水産業の価値が高まりつつあり、「田園回帰」の流れが生まれています。全国から充実した移住促進施策が高く評価され、住みたい田舎ベストランキングで総合部門第1位に選ばれた本市にとって、収益性の高い魅力ある農林水産業の確立は、地方創生の流れを一気に加速させる原動力になると考えています。

梨の鳥取オリジナルブランド「新甘泉（しんかんせん）」の産地化を進めるため、苗木植栽や果樹棚整備への支援を行ったことにより、栽培面積は平成26年度の8.0haから現在は15.8haと倍増しています。このほか、中長期的な視野で畜産クラスター事業に取り組み、現在の乳牛及び肉用牛の頭数を平成33年度までに3倍以上に増やす計画を立てており、鳥取牛ブランドを全国に発信していきます。

また、これまで必ずしも十分に活かしきれなかった農産物などの地域資源をブランドとして確立させ、地方創生の実現に欠かせない「稼ぐ力」につなげる役割を担う「株式会社地域商社とっとり（仮称）」が、本年10月に誕生する運びとなりました。

この地域商社が、地域の事業者・生産者のサポートをすることで、本市をはじめ麒麟のまち圏域における地場産業の底上げや地域経済の活性化の着実な推進に、大いに寄与していくことを期待しています。



本年4月、本市経済の中心を担う中小企業・小規模企業の振興を図る「鳥取市中小企業・小規模企業振興条例」が施行されました。本条例制定の取り組みを通して、労働生産性の向上や、事業の高付加価値化などの経営改善に意欲的な中小企業等の投資活動が一層活発化しており、昨年10月に新設した地元中小製造業への設備投資に対する支援制度には、現在まで11件の申請が出されており、今後も増加することが確実です。このような経営改善の波が市内の中小企業等全体に広がり、企業収益の増加、賃金水準の向上、雇用の創出といった経済の好循環を生み出し、地域経済の活性化につながっていくものと確信しています。

## 6. 健全財政の堅持について

平成28年度は、製造業を中心に生産活動が持ち直しつつあるなど、景気の緩やかな上昇基調を受けて市民の雇用・所得環境の改善が進んだことや、企業の設備投資が好調なことなどから、市税収入が前年度を上回る明るい兆しが見えはじめました。

このような中、工業団地整備、企業立地促進補助金、牛舎・ラッキョウ加工施設整備への支援など地域経済の活性化施策や、多子世帯への保育料軽減、小児特別医療費助成の対象拡大、放課後児童クラブの拡充などの子育て支援施策、学校、公民館等の耐震化などに重点的に取り組んだ結果、一般会計の歳出決算額は955億5千万円余りとなり、市町村合併以降最

大となりました。

その一方で、定員適正化計画の推進に努めるなど、退職手当を除く人件費や公債費の義務的経費を縮減させ、将来に負担を先送りしない財政運営を行いました。

一般会計の年度末市債残高は、臨時財政対策債や貸付先の企業が償還金を負担する地域総合整備資金貸付事業債などの影響で、前年度より5億4千万円余り増加したものの、これらを除く本市の実質的な負担となる市債残高は、12億4千万円減少しています。

財政健全化判断比率においても、いずれも国が示す基準を大幅に下回っています。具体的には、実質公債費比率は、0.7ポイント改善し、11.4%に、一部事務組合、広域連合、公社等の負債も合算して求める将来負担比率も6.3ポイント改善し、72.1%となるなど、財政の健全性は着実に進んでいます。

今後も、一層の行財政改革に取り組むとともに、経費の削減と行政サービスの維持・向上が両立する強固な財政基盤を確立し、中長期的な展望に立ち、市の直面する諸課題を解決するための適切な予算措置に努めてまいります。

## 7. 水道料金の改定について

本市の水道事業は、人口減少、節水器具の普及や企業再編等に伴う水需要の減少などにより水道料金収入が減少する一方、施設の老朽化に伴う更

新や再構築、地震などの災害対策に多額の建設改良費が必要となっており、このような中、水道料金については、平成23年の改定以来、現行料金を維持してきましたが、将来にわたって安心・安全な水道事業を維持するためには、水道料金の見直しが必要となってきました。

本年7月、鳥取市水道事業審議会から、必要最小限度の料金の引き上げなどが盛り込まれた答申が出されたことを受け、来年4月から水道料金を平均18.4%引き上げる条例改正案を今議会に提案しています。

このたびの料金改定は、社会生活に欠かすことのできない水道事業を持続的に経営するために必要なものでありますが、市民の皆様への影響も大きいことから、丁寧な説明を行い、ご理解をいただくよう努めてまいります。

## 8. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第122号から議案第129号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の補正予算でありまして、市政の課題等に対応するため重点的に実施する事業などの経費を計上したものです。

議案第130号から議案第134号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の平成28年度決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第135号は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正

に伴い、非常勤嘱託職員の育児休業が延長できる特別な事情の範囲が拡大されたため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第136号は、建築基準法の一部改正による大規模集客施設の定義の変更に伴い、特別用途地区の区域内において制限される建築物を見直すため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第137号は、河原町総合体育館ほか19施設の指定管理施設への移行に伴い利用料金制を導入するため、関係する条例を一括して改正するものです。

議案第138号は、西郷地区公民館の新築移転に伴い位置を変更するため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第139号は、水道料金を改定するほか、所要の整備を行うため、関係する条例を一部改正するものです。

議案第140号は、今議会に提案している予算案のうち過疎対策事業債の活用を計画している事業を鳥取市過疎地域自立促進計画に位置付けるに当たり、必要な議決を得ようとするものです。

議案第141号は、消防ポンプ自動車2台を新たに購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第142号は、小型除雪機50台を新たに購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第143号から議案第145号までと議案第147号は、鳥取市新本庁舎新築工事に係る請負契約を新たに締結するもの、議案第146号は

同工事における地盤改良等工事の変更契約を締結するに当たり、必要な議決を求めるものです。

報告第16号は、鳥取市土地開発公社ほか19法人から、平成28年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものです。

報告第17号は、地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、公立鳥取環境大学の平成28年度実績に対する評価報告がありましたので報告するものです。

報告第18号は、市道の横断側溝に自転車のタイヤが挟まり転倒し負傷等した損害賠償の額及び和解について、平成29年7月13日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第19号は、公用車事故による相手方に対する損害賠償の額及び和解について、平成29年8月10日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第20号及び報告第21号は、平成28年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。